

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会報告書

平成30年2月22日

備前市議会議長 鵜川晃匠 殿

副委員長 山本恒道

平成30年2月22日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	結 果	概 要
1 旧アルファビゼンの疑惑に関する調査について ① 証人尋問について 高坂 泰氏 田原隆雄氏	継続調査	—

旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会記録

招集日時	平成30年2月22日（木）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時30分	開会 ～	午後3時35分	閉会
場所・形態	委員会室A B	閉会中の開催		
出席委員	副委員長	山本恒道		
	委員	尾川直行		橋本逸夫
		田口健作		津島 誠
		掛谷 繁		守井秀龍
		立川 茂		西上徳一
		山本 成		石原和人
		森本洋子		星野和也
欠席委員	委員長	川崎輝通		
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	なし			
参考人	なし			
証人	高坂 泰	田原隆雄		
説明員	なし			
事務局	議会事務局長	草加成章	事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍聴者	報道関係	あり		
	一般傍聴	あり		
審査記録	次のとおり			

午後1時30分 開会

○山本（恒）副委員長 皆さん、こんにちは。

本日、委員長が都合により欠席しておりますので、委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を代行させていただきます。

ただいまの御出席は13名でございます。定足数に達しておりますので、これより旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を開会いたします。

初めに、傍聴の取り扱いについてですが、本日の会議につきましては一般報道関係者の傍聴をそれぞれ許可することとし、一般傍聴者が定員を超えた場合は委員会室Cにて音声のみの傍聴としていただくことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。そのように決定します。

また、報道関係者から申し出をお受けしております写真撮影、録音及び録画は許可しておりますが、証人尋問につきましては証人の意見を聞いた上で委員会にお諮りいたします。

次に、前回の委員会で決定いたしました記録の提出につきましては既にお知らせいたしておりますとおり、関係者から提出期限内に書類を提出していただいておりますことを御報告いたします。これらの記録は事務局にて保管しておりますので、閲覧を希望される方は事務局に申し出てください。

なお、記録の閲覧で知り得た情報につきましては、本特別委員会の調査以外には使用できませんので、あわせてお願いいたします。

それでは、本日の議事日程でございますが、お手元に配付しておりますので、ごらんください。

それでは、証人喚問についてを議題とします。

本日举行証人尋問について、お手元に配付してあります資料1に基づいて説明をさせていただきます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。それにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合は証言を拒むことができることとなっております。証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれがある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害する事項に関するとき、公務員の職務上の秘密については尋問を受ける場合及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、外国法事務弁護士を含む、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭司の職にある者、またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについては尋問を受ける場合、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、これらに該当するときはその旨を申し出させていただきます。これら以外の証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な

利用がなく証言を拒むときは6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓についても次の場合はこれを拒むことができることとなっております。証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の被後見人に著しい利害関係がある事項については尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上が証人が証言拒否等をできる場合の注意事項、罰則などになります。

なお、証人にはこの資料をもとに事前に説明を行います。

それでは、高坂泰証人に入室をしていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時58分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで傍聴の方がもう2人ほどおられるらしいんです。

そこで、委員の方にお諮りしますが、お二人ほどは入っていただいてもいいのでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、入っていただいて。

暫時休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時01分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

証人に入室をしていただきます。

休憩前に引き続き委員会を再開します。

本日は、御多忙中にもかかわらず本特別委員会の出頭請求に応じていただきまことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人尋問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書を資料1としてお席に用意してありますが、その内容は御承知いただけましたでしょうか。

○高坂証人 はい。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴者の皆様、報道関係者の方々も含めて全員御起立をお願いします。

○高坂証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年2月22日。高坂泰。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

署名捺印、押印をお願いします。

着席願います。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言をされますようお願いいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言をお願いします。

また、委員各位に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人により証言を求めるものであり、不規則な発言等議事の進行を妨げるような言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるよう、あわせて要望いたします。

これより高坂泰証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料の2、証言を求める事項について尋問させていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望される委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは高坂泰様ですか。

○高坂証人 はい。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

続きまして、住所、生年月日、職業については事前に記入していただいた確認事項記入票のとおり間違いございませんか。

○高坂証人 はい、間違いございません。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表して委員長から行います。

証言を求める事項は、部外に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書についてでございます。

住民監査請求に関する文書はどのように管理されていたのでしょうか。

高坂証人。

○高坂証人 住民監査請求がありますと、関係部署等から資料のほうを提出するように求めま

す。それで、その資料をいただいたときには監査委員が2名、それから監査委員事務局の職員、局長を含めて書記も2名いましたが、その監査を行う上で必要な部数分だけコピーして監査の資料として作成します。監査のときにはもちろん手元に資料はあるんですが、監査が終わったときにはロッカーのほうに、ロッカーや監査委員の机とかに収納しておりました。

以上です。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、この件について委員の方からの御質問があれば。

山本成委員。

○山本（成）委員 濟いません。証人にお聞きします。平成26年1月9日に監査請求がありましたが、当時の代表監査委員は大田淳一さん、事務局長は馬場鉄二さん、事務局は高坂泰さん、尾崎さんですか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 代表監査委員は確かに大田監査委員で、議選の監査委員が田原監査委員だという場合は、以上は正しいと思います。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

ほかに。

山本成委員。

○山本（成）委員 当時、今述べられた監査委員が監査資料を持ち帰ることは可能ですか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 はい、持ち帰ることは可能です。

○山本（成）委員 ありがとうございます。

○山本（恒）副委員長 ほかにどなたか。

守井委員。

○守井委員 先ほど、原課から資料を提供を受けて、それを関係の監査委員並びに局員にコピーをして資料として提供するんだというお話があったんですけども、それを原課の資料をいただいたときに監査しやすいように資料を番号順に打つとか、そういうコピーしたものを資料にするとか、資料1とか、そういうことをするような事務的な手続は監査の事務局の中ではやられるんですか、どんなんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 資料1とか、例えば別紙1とかということは原課のほうが行ってくることもありますし、もちろん監査の事務局職員がつけることもあります。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 それで、いろいろな監査資料を受けられると思うんですけど、今回外部に流出したアルファビゼンに関する内部文書ということで今回お聞きしているわけなんですけれども、その書類の中にはそういう加工とかありますか、そういうものを行った記憶はありますか。昔のこと

でどんなかなあということもあるかと思うんですけど。原課から来た資料がそういう1とか2とかいうのが入っていたか、あるいは監査事務局のほうで加工したかというあたりのことは記憶のほうはいかがですか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 ちょっと記憶はその辺は曖昧です。申しわけありません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 それで、高坂さんも議会等でいろいろの質問等があったこともお聞きになってたかどうかわからないんですけども、28年12月9日に西上議員が一般質問をされまして、その文書流出について一般質問されたんですけども、その中で市長答弁の中で流出したということの中で関係職員に聞き取り調査を行いました。関係職員が流出したという特定はありませんでしたというような報告が一般質問の中で回答があったんですけども、その件については高坂さんのほうには問い合わせがあったんでしょうか、どんなんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 そのときは私現職というか、監査委員事務局の職員だったので、もちろん問い合わせというか、調査の対象になっておりました。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 ということは、あったということですね。問い合わせがありましたということですね。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 そのとおりです。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 追加であれなんですけど、そのとき一般答弁の中で、市長の答弁の中で議会の監査委員が漏らしたところのものだけが解決しておりませんというような報告があったんです。いわゆるどなたかという特定はないんですけども、監査委員の方々からその方だけが戻っていないと、解決しておりませんというような表現だったんですけども、監査委員に先ほどのお話の中では各委員にそれぞれ資料を提供するというような形なんで、提供した段階でもって監査委員さんに資料はお渡ししたということになるわけなんじゃないでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 そのはずです。監査委員にはもちろん監査に必要ですので、必ず渡すはずですよ。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 そして、それをお渡ししたら先ほどのお話では監査が済めば机の上とか、そういうことで終了したような形で取りまとめるというようなことになっておるといのはお聞きしたんですけども、その資料については返還はなされたようなことになっておったんでしょうか。その点はいかがなんじゃないでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 一般的には返却というか、監査委員事務局の室内から出すことは基本的にはないので、監査が終わりましたら不要なもの、一部正本とかは監査結果報告とかと一緒につづりますので、それ以外のものについては事務局で保管して溶解処分に回すというような処理をしております。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 市長答弁の中で監査内の資料が流出してるんでないんかというような報告が市長のほうからあったというような話の中で、今のお話では当然出すことはないだろうというようなお話なんですけれども、持ち出したということの確認は一度もその中でしたことはございませんか。わかりませんか。そのあたりいかがでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 持ち出したというのが事務局職員、監査委員含めて持ち出したのかというところになると確認をしておりますし、ちょっと私のほうから何とも言えないところがございます。

○山本（恒）副委員長 ほかに。

西上委員。

○西上委員 私もちょうと関連で。平成28年12月9日に私も一般質問をさせていただいたんですけれども、その会議録を読ませていただきますと、当時の備前市長吉村武司さんはあくまでも監査委員には監査資料の請求としてお渡しをする。それが自宅に持って帰られる、それが返還がない、その後その書類が部外者に渡る、こういうことはあってはならんわけでありまして、こう答弁されとるわけなんですけれども、その返らない書類とは何なんでしょうか。おわかりでしたらお願いします。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 わかりません。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 ありがとうございます。

今回、塚元さんが提出された書類があるんですけれども、その書類を今回見られましたか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 今回と言われるといつのことなんでしょうか。

〔「13日か」と呼ぶ者あり〕

〔「済いません、13日」と西上委員発言する〕

13日、この2月でいいですか。

〔「はい」と西上委員発言する〕

いや、見ておりません。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 ほなら、委員長ちょっと暫時休憩してその書類を見ていただいて、それがどうなんであるかちょっと見解をいただきたいんですけど、暫時休憩でよろしいでしょうか、委員長。

○山本（恒）副委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

午後2時25分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいま西上委員から尋問のうち証人に資料を確認していただいた上で証言を求めたい事項があるため、資料を利用したいとの申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって資料の利用を許可します。

（証人が委員会に提出された記録を閲覧する）

それでは、西上委員続けてください。

○西上委員 ありがとうございます。

それはストレートに、ストレートにいうのは黒塗りもなくそのままいう意味ですけど、それは出てもいいものなのか、出てはいけないもんか、これをちょっとお聞きしたいんですけど。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 出てはいけないものだと思います。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 ありがとうございます。

素直に出てはいけないものが出ているということで素直に疑問を感じるわけなんですけれども、出ていくとなったらどういうルートが考えられるんでしょうか。出るとしたらどこから。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 その可能性の話を言われるとかなりの場合があると思うので、ちょっと私の口からこれとこれというふうに言うのはちょっと難しいです。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 断定ができないと。これをこれこれと言えないということでわかりました。

出てはいけないものが出ているというのは事実だということをもう一度、もう一度再度お尋ねいたします。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 そのとおりです。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 ありがとうございました。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 ちょっと再度確認ということでお聞きするんですけど、監査事務局では監査業務上特別に各課から原課資料といいますか、原本資料の提出を求めているいろいろ監査をやられるわけだと思えます。特に、文書管理を徹底しなければいけない、ならないと。特に、そのような資料が

事務局内から流出するということがあってはならないことだろうというふうに思います。ただ、監査委員としていろんな監査をする上で、先ほどもちょっとお話しございましたけど、やむを得ず自宅に持って帰って監査をしなければならない、そういうケースはあるというふうに認識はさせていただいても結構なんでしょうか、いかがでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 御自宅に持って帰って資料を精査していただくというのは監査に必要なだと思います。というのが、監査委員は非常勤特別職ですので、常に毎日監査委員事務局のほうに詰めているわけではございません。よって、家で、もちろん事務局で見ていただくのが一般的なんですけど、どうしても時間がとれない場合はやはり家で精査していただいて監査に臨んでいただくというのは必要なことだと私は考えております。

以上です。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 それで、いろいろな状況があるかと思うんですけども、もちろん部内文書はいわゆる公務上当然、部内文書ですから外へ外出することはできないというふうなことになっておるかとも思うんですけども、監査委員さんについてはそのことも定款として、あるいは約束として監査委員の方がその情報に対して流出させるということに対してはいいんか悪いかという条例はきちっとされておるのでしょうか。いわゆる通常の公務員と同じ約束といいますか、そういうものができておるかどうかという確認なんですけど。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 監査委員には法律で守秘義務の縛りがあります。

〔「あるんですか」と守井委員発言する〕

はい。事務局職員については、聞かれてないですね。済いません。

以上です。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 守秘義務があるということが規定されておることね。ありがとうございます。

私は以上です。

○山本（恒）副委員長 ほかに。

西上委員。

○西上委員 済いません、もう一度済いません。前市長が調査をすると言われたことがあるんです。調査をされたと思うんですけども、その調査結果というのはどうだったんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 調査と言われると何の調査なんでしょうか。済いません。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 この文書流出の件です。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 調査確かにありました。先ほど見せていただいた文書が市井に出回っているということで、市長のほうからこれが監査のために用いられた資料かということで確認の依頼がありました。確認をしたところの結果は市長のほうにお返ししております。ただ、その件につきまして私の判断で内容とかを申し上げるところでは、守秘義務のほうがありますので、それは監査委員のほうにお尋ねいただけたらと思います。

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

○西上委員 よろしい。ありがとうございました。

○山本（恒）副委員長 ほかに委員の皆さん何かありませんか。

山本成委員。

○山本（成）委員 済いません、証人にお聞きします。前回の2月13日の百条委員会に証人として来られ、先ほどの外部に流出してはいけない内部資料を持たれていた、百条委員会に証人として来ていただいた塚元年弘さんとお会いしたことはありますか。

○山本（恒）副委員長 高坂証人。

○高坂証人 お名前を聞いた限りでは私は存じ上げません。

〔「ありがとうございます」と山本成委員発言する〕

○山本（恒）副委員長 ほかに委員の方向何か希望がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでしたら、それでは以上で高坂泰証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請させていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

退室していただいて結構です。

この際、暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後2時59分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、本日御多忙中にもかかわらず特別委員会の出頭請求に応じていただきまことにありがとうございます。本特別委員会の調査に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

これより証人喚問を行います。証言を求める前に証人に申し上げます。

証人尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されます。証人の権利及び罰則の適用の可能性についてはあらかじめ文書でお渡ししたとおりであり、また同様の文書も資料1としてお席に用意させてありますが、その内容は御承知いただけたでしょうか。

○田原証人 はい。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴の皆様、報道関係者の方々も含めて全員起立を願います。

それでは、田原隆雄証人、宣誓書を朗読を願います。

○田原証人 宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。平成30年2月22日。田原隆雄。

○山本（恒）副委員長 宣誓書に署名押印をお願いします。

ありがとうございます。御着席ください。

これより証人に証言を求めますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際にはその都度挙手の上、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

なお、こちらからの尋問をしているときは着席したままで結構ですが、発言の際は起立して発言をお願いします。

また、委員各位に申し上げます。

本日は、旧アルファビゼンに関する疑惑について証人より証言を求めるものであり、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。

また、証人の人権に留意されるようあわせて要望いたします。

これより田原隆雄証人から証言を求めます。

まず、尋問の進め方ですが、資料3の証言を求める事項について尋問をさせていただきます。

尋問は、委員会を代表して委員長から行うこととします。

なお、関連質問を希望される委員は委員長の許可を得てから行っていただくようお願いいたします。

それでは初めに、人定尋問を行います。

あなたは田原隆雄さんですか。

田原証人。

○田原証人 間違いありません。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

引き続き、住所、生年月日、職業については事前に記入していただきました確認事項の記入票のとおりで間違いありませんか。

田原証人。

○田原証人 間違いありません。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、この後の尋問につきましては委員会を代表して委員長から行います。

証言を求める事項は、部外に流出した旧アルファビゼンに関する内部文書についてでございます。

2月13日に開催された当委員会において、流出した文書は田原証人から渡されたとの証言がございましたが、それは事実でしょうか。

田原証人。

○田原証人 全く関係がないと思っております。

○山本（恒）副委員長 ありがとうございます。

それでは、この件について委員各位からの質問があればお受けしますが。

西上委員。

○西上委員 昨年の12月の議会においての一般質問の答弁の中で塚元氏から受け取ったのことで、それはいつだったのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 当該流出した文書について私は一切明らかにされておりません。したがって、それが何かということについては私は一切わかりません。

それから、受け取ったということについてのことですが、私がおの方と最初にお会いしたのが平成27年の6月の23日か25日、自宅においでいただいたときに受け取ったことから始まって、何度かお見えになった都度いろいろな資料はいただいた記憶がございます。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 27年6月23日か25日どちらかに受け取ったということなんですけれども、塚元氏が13日に提出された資料があるんですけれども、それはごらんになりましたか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 私は一切そんなこと見せてもらったことはありません。ですから、答えようがありません。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 じゃあ、それをちょっと13日に提出されたものがあるんで、見ていただきたいと思うんですけども。見て判断していただきたい。

委員長、委員長、暫時休憩で見てもらっていいでしょうか。

○山本（恒）副委員長 暫時休憩します。

午後3時08分 休憩

午後3時08分 再開

○山本（恒）副委員長 委員会を再開いたします。

今の西上委員の意見ですけど……。

〔「これは委員長、見てもらわんと話が前へいかまあ」と呼ぶ者あり〕

見てもらってということに。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、証人に資料を確認していただきます。

暫時休憩します。

午後3時09分 休憩

午後3時11分 再開

○山本（恒）副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

西上委員。

○西上委員 今見てもらったと思うんですけど、23日か25日に、どちらかに受け取った文書とは同じでしょうか、違いますでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 23日に受け取った書類は一切ございません。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 先ほど、23日か25日とおっしゃいましたけども、どちらかでそれを受け取りましたか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 つけ加えたらあかんのでしょ。一切ありません、その中には。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 これとは違うということで、現在はその塚元氏にいただいた文書はお持ちでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 持っております。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 それは拝見させてもらってよろしいでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 よろしければどうぞ。私は、これも言うちゃいかんのかな。一般質問のときにもどうぞ見てくださいうことを議場にも持ち込んで皆さんにちらっと見せたはずです。必要であれば、委員長の要求があればいつでもごらんに入れます。

〔「委員会ほうから請求せにゃあかんが、正式に決定して。ここで見せというたってあかんが」と呼ぶ者あり〕

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 それじゃ、委員会のほうで市長のほうに請求してもらえるんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 また……。

〔「幹事会で」と呼ぶ者あり〕

また、幹事会で相談をしてからお願いします。

〔「わかりました」と西上委員発言する〕

守井委員。

○守井委員 先ほど、監査職員の方にいろいろお話を聞いたんですけども、当時田原さんは議

選の監査委員、26年1月ごろの話なんですけど、であったですよ。確認なんですけど。

〔「もう一回お願いします」と田原証人発言する〕

26年1月ごろに議選の監査委員であったかどうか、いかがでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 24年6月から2年間ですから、多分あったと思います。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 26年の1月はまだ任期中ということだったと思います。

先ほどの監査職員からの話の中で監査上、これは1月にアルファビゼンに関する請求があったということがあって、関する請求があったということで調査がいろいろそれから始まったということなんですけれども、その中の資料が監査に届けられるというようなことで、監査上の書類なんですけど、その監査上の書類というのは見られたことがありますか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 当然、見とると思います。はい。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 先ほどのお話の監査事務局員の証言によると、その監査資料というのは先ほど見られた資料と同じであったということなんですけど、記憶はございますか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 見たのもあろうかと思っています。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 それで、監査する上で一般的にはその監査事務局で机の上とか、そういうところで見るといふようなことなんですけど、都合によってはおうちへ持って帰って見れることができるということのようなんですけど、その資料についてはおうちへ持ち帰った記憶はありますか、ありませんか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 定かな記憶はございません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 もちろん、そしたらその資料をコピーされたとかというような記憶もございませんか、いかがですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 コピーしたりする必要全くありませんし、そんなことはございません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 コピーはしたことはないということの理解でよろしいですね。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 そのとおりです。必要がありません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 ということは、もちろん外部へも流出はしていないということで結構な、そういうことですね。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 外部という意味がわかりませんが。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 いわゆる内部文書ということで、コピーもされてないということですからそのコピーを関係以外、部内以外の方にコピーをお渡しするということはあったかなかったかということでございます。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 天地神明に誓ってありません。

〔「わかりました。とりあえずそれだけ」と守井委員発言する〕

○山本（恒）副委員長 ほかに。

西上委員。

○西上委員 さきの塚元氏の証人喚問の際に藤原運送の社長さんの紹介で知り合いになったと。そして、塚元さんは田原さんと一緒に車で弁護士さんのところへ出かけたことがあると、こういうふうにおっしゃったんですけど、それは事実でしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 そういうことはありました。

〔「ありました」と西上委員発言する〕

はい。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 そのときはどちらが運転されたんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 一緒に弁護士さんとお会いしたことは記憶はありますが、一緒に行ったのかどうか、とりあえず私は運転してます。はい。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 一緒に行かれたということで、回数はどれぐらいあるんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 私が紹介をしたときと都合2回だったかと思います。

〔「2回」と西上委員発言する〕

1回かもしれません。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 田原さんが運転してそちらへ行かれたということで、運転したんならどちらのほうへお迎えに、お迎えに行ったんですね。

〔「何に関係あるん」「文書流出と何の関係が」と呼ぶ者あり〕

済いません。その場所へ、その場所へ行こうと言ったのはどちらでしょうか。弁護士さんところへ。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 アルファ問題で法的なことを追求したいんで、弁護士さんを紹介してほしいということで紹介をさせていただいた、そのために行った記憶でございます。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 その弁護士さんのお話の内容はどうだったんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 質問の趣旨が通告と一切違うんですが。意図がわかりません。

○山本（恒）副委員長 趣旨を変えて。

○西上委員 じゃあ、変えます。済いません。

さきの百条委員会で塚元さんが出てこられたときもリコールという話が、お言葉が出てきたんですけれども、リコールと一緒に話し合ったことはございますでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 私がお会いしたのはたしか6月の23日だか、25日がありましたけども、当時私はヘルスパの閉鎖の問題がございまして、ヘルスパの存続についての8,000名の署名の人たちから存続についての話を相談を受けておりました。そういう形で利用者の人たちと100名規模の集会を3回も4回もした記憶がございます。それで、最終的に27年の5月の臨時議会かで請願書が否決されたと思います。その後、6月の何日かの議会の最終日に大勢の請願代表者の人たちが市長に面会を求めました。残念ながら市長がお会いしてくれませんでした。そういう中で、7月の7日に今後どうするかというような集会がございました。そういうような中で、当時西のほうの人たち、要するにアルファ問題でリコールをしようじゃないかというような動きがあるんだと。6月の29日か30日かぐらいに片上駅で、旧片上の駅のところで看板が出ておりました。市長を糾弾のアピールをする看板が出てたと思います。そういうような中でリコールの話があるんだけど、それに歩調を合わせてやってはどうかという話がヘルスパ利用者の人たちから出た経緯がございます。そういうようなことがあったということは事実です。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 ヘルスパの集会からアルファ問題に発展したということで、西のほうの方とは、西のほうの方とは具体的にはどちらの方です。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 香登地区の皆さん方だったと思います。その中に、その人たちと塚元氏とは行動が一緒だったかどうかわかりません。アルファについての熱心に追及しよった人たち、それから看板を出された方と同じ動きであったかどうかは別問題です。ただ、市長についての退陣を求めようじゃないかという動きがあったことは事実ですし、ヘルスパの利用者の人たちがこの際リコールをしようじゃないかというような動きがあったことも事実です。

○山本（恒）副委員長 ほかに何か。

守井委員。

○守井委員 一番最初の委員長の質問に対して関係がないというお答えだったんですけど、そういう事実ではなかったという意味合いの関係がなかったということですかね。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 質問の趣旨がわかりません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 塚元さんから書類をもらったという証言があったんですが、それは事実ですかという質問に対して関係がないというようなお話だったと思うんですが、それは事実がなかったということで理解していいんですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 意味がわかりません。何をもらったのかという、意味がわかりません。何を、少なくとも先ほど見せられたものはそのときにもらったことではありませんという表現をさせてもらいました。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 わかりました。先ほどの見た書類はもらっていないということでよろしいですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 そのときにはもらっておりません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 わかりました。それから、いわゆる監査請求の資料をいろんな方が調査するという形の中で、一般質問の中で答弁であったことですが、その資料が流出しているかしていないかという確認を市のほうとして、市長としてやりましたということなんですが、そういう確認を監査委員としての立場のときにお受けになられましたかどうか、その辺はいかがですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 私が市長になってその品物について確認したことはありません。市にそういうものは存在しておりません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 26年の1月ごろの話で、書類が流出したかどうかという形のものを確認したという話があるんですが、そのときにそういう記憶があるかないかということでございます。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 私が市長になって、どれが流出した資料というて私に嫌疑をかけられてるか、その資料そのものについての私は確認が一切できておりません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 先ほど、資料提供という形で見ていただいた資料が流出しているのではないかという話の中で、ということでございますが、いかがでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 当然、監査をしていますから見た資料もあろうかと思えます。それから、私は確かに百条委員会等で厳しく現職を、そちらの席に座っていろいろ追及しておりました。しかし、私が追及するための資料は開示請求をして、開示請求した内容によって私はしたつもりでありますし、それから私が開示請求する前にその前年なり前々年なりに200件近い大量の開示請求がされてたんじゃないですか。それも、余分なこと言うたらいかんのか。そういうような中のものがあったということも想像できますけれど、私からそういうことをした覚えは一切ありません。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 先ほどの資料が流出したことについて確認できたかどうかということを知っているんですけど、その辺知らんということですかね。わからないということですかね。いかがですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 そやから、何を流出したかわからないのに何かしたと言われるのは大変心外であります。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 したというんじゃなくて、その文書が流出したということでそれぞれの監査委員さんにきちっともとへ戻っておりますかということを確認しましたかどうかということがありましたかということなんですけど、記憶にないということによろしいですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 質問の趣旨がわかりません。

○山本（恒）副委員長 もう少しわかりいいように。

○守井委員 先ほど見られた資料が流出したということがありまして、その流出の資料を監査委員としてきちんともとへ戻しましたかどうかというような調査がありましたかということが記憶にありますかということです。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 一時一般質問で西上氏がした当時でしたか、監査事務局からもし預かっというか、持ち帰っというものがあれば返してもらいたいんですけど、そういうことがありますかという調査が来たことはあります。もちろん一切そんなものはありませんという回答をしています。

○山本（恒）副委員長 守井委員。

○守井委員 そのことを確認したかったんです。

○山本（恒）副委員長 ほかに各委員の方は何か。

山本成委員。

○山本（成）委員 証人にお聞きします。平成28年、議員当時ですね。平成28年12月議会で証人は緊急動議の質問の答弁の中でここからは議事録を読まさせていただきますけど、平成27年7月22日に、また27年9月8日にちゃんと開示文書を開示請求しております。その文書しか私は持っていませんと言われていますが、今でもその文書はお持ちですか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 開示した文書はあると思います。

○山本（恒）副委員長 山本成委員。

○山本（成）委員 その文書の資料提出をお願いしたいんですけど、幹事会で。

〔「幹事会で協議せえや」と呼ぶ者あり〕

以上です。

○山本（恒）副委員長 また、後日ほなら。

ほかにありませんか。

西上委員。

○西上委員 さきの電線盗難百条委員会の際に永井さんという名前が出たんですけども、市長は永井さんを知っておられますか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 知っております。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 この方とはどのような御関係だったのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 塚元氏の友人の御子息と聞いております。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 友人の御子息ということで、この方との書類などのやりとりはあったのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 書類のやりとりという表現がわかりかねるんですが、リコール問題とかいうような形の中でたしかヘルスパの利用者集会にもお見えになられていろいろな不満とか義憤を皆さんに訴えられたことがございます。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 書類のやりとりはなかって、不満をぶちまいたということで。

それでは、畠田のヤブモトミチアキさんも御存じなんでしょうか。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 知っております。

○山本（恒）副委員長 西上委員、筋をびちっと立てて聞くようにお願いします。

○西上委員 はい、わかりました。

○山本（恒）副委員長 西上委員。

○西上委員 さきの13日の百条委員会の中でも田原さんに署名運動なんかするときには名前をおかししたということがあったんですけど、どのような方の名前をおかりしたのでしょうか。

○山本（恒）副委員長 答えられますか。

田原証人。

○田原証人 本件に関係ないように思うんですが。

〔「私もそう思う。公文書の流出と何の関係があるん」と呼ぶ者あり〕

○山本（恒）副委員長 よろしいか。

守井委員。

○守井委員 監査事務局では先ほどもちょっとお話したんですけど、監査業務上特別に各課から原本資料の提出を求めるために特に文書管理を徹底しなければいけないと。特に、そのような資料が事務局内から流出するということがあってはならないことだと思います。田原委員として、監査委員としてその執務を行っている期間そういうことはなかったと思いますけれども、その期間中にそういうことは全くありませんでしたか。それだけを確認したいと思います。

○山本（恒）副委員長 田原証人。

○田原証人 あってはならないことですし、私から出たことはございません。ほかの職員のことについてはそれぞれ喚問してください。

○山本（恒）副委員長 よろしいかな。

○守井委員 はい。

○山本（恒）副委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようでしたら以上で田原隆雄証人に対する尋問は全て終了いたしました。

なお、今後の調査によっては再度証人等として出席要請をさせていただく場合もありますので、その際には御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたりありがとうございました。

退室していただいて結構です。

以上で本日の旧アルファビゼン疑惑調査特別委員会を閉会します。

皆様、御苦勞でございました。

午後3時35分 閉会